

建設委員会記録

1 日 時 令和7年9月19日（金曜日）

開 会 午前10時03分
休 憩 午前10時23分
再 開 午前10時37分
休 憩 午前10時50分
再 開 午前11時05分
休 憩 午前11時13分
再 開 午前11時20分
休 憩 午前11時29分
再 開 午前11時53分
閉 会 午後 0時44分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長 藤田克樹
副委員長 高原ゆづる
委 員 細川博徳
" 福田敏彦
" 金井毅俊
" 江西照康
" 高田真里
" 東篤
" 横野昭

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【消防局】

局長	石井 誠
局次長	浦山 信之
参事（通信指令課長）	高稻 信治
総務課長	嘉戸 智人
予防課長	岸 隆志
警防課長	田口 賢治
総務課主幹（総務企画・調整担当）	古村 和也

【上下水道局】

局長	村井 真哉
理事（上下水道技術管理）	山㟢 明彦
局次長	高橋 祐子
局次長（技術担当）	五十嵐 進
参事（農林水産部次長）	五十嵐 健治
参事（建設部次長）	野上 一成
参事（流杉浄水場長）	大場 角栄
経営管理課長	岸 聰之
契約出納課長	山口 晋一郎
料金課長	山下 達也
給排水サービス課長	新原 寛之
水道課長	斎藤 忠
下水道課長	井山 哲男
上下水道施設管理センター所長	安部 正雄
東上下水道サービスセンター所長	眞田 幸保
西上下水道サービスセンター所長	工藤 正美
浜黒崎浄化センター場長	竹島 寛文
水橋浄化センター所長	神代 浩
下水道課主幹（河川整備課長）	沖村 一
下水道課主幹（農村整備課長）	笹木 明子
経営管理課主幹（調整担当）	加藤 晓美

【建設部】

部長	高尾 輝彦
部次長（上下水道局参事）	沼崎 益大
部次長（技術担当・上下水道局参事）	野上 一成
土木事務所長	山崎 哲志
参事（土木事務所建設担当）	坂井 義隆
参事（建設政策課長）	経澤 陽一
道路整備課長	山本 貴章
道路河川管理課長	松丘 仁志
河川整備課長	沖村 一
道路構造保全対策課長	高木 勝人
公園緑地課長	樺尾 正樹
市営住宅課長	金田 紀和
営繕課長	小林 江里子
土木事務所総務課長	水野 央
土木事務所建設課長	帳山 誠志
建設政策課主幹（調整担当）	竹田 宏一

【防災危機管理部】

部長	増山 和弘
部次長	井村 孝志
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	清水 孝一
参事（防災対策担当）	生田 朋道
参事（防災課長）	小川 徹雄
危機管理課長	谷澤 隆
防災課主幹（調整担当）	経塚 陽子

【活力都市創造部】

部長	深山 隆
部次長	大野 満
部次長（技術担当）	金山 英樹
参事（再開発担当）	高森 隆
参事（交通政策担当）	野村 知範
参事（建築指導担当）	佐藤 英子
参事（空き家政策担当）	守山 裕一
都市計画課長	佐野 正典
景観政策課長	金田 英靖
交通政策課長	杉木 光晴
建築指導課長	井川 清
富山駅周辺地区整備課長	塚本 義明
まちづくり推進課長	高畠 亘
居住政策課長	吉川 賢一
都市計画課主幹（調整担当）	鶴巻 英明

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	酒井 優
議事調査課主任	田村 麻里子
議事調査課主任	杉林 瞳美

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和7年9月定例会の建設委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

委員長 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、東委員、横野委員を指名いたします。

これより、消防局所管分の議案の審査を行います。

議案第119号 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第123号 工事請負契約締結の件（富山消防署北部出張所改築主体工事）、

以上2件を一括議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

東委員 富山消防署北部出張所改築主体工事についてですが、議案説明資料2ページの（4）建物概要に女子トイレと記載があります。大変危険な作業もある中で、近年、消防局におかれましても女性職員の方に活躍していただいていることに心より敬意を表します。この北部出張所においても女性職員の勤務を想定されていると思います。また、ここは公共施設ですから、一般の方も来訪されることがあると思いますが、この女子トイレのほかに、女性職員や女性の来訪者に対しどのような配慮をされているのかお伺いします。

総務課長 一般の方に対しましては、1階に女子トイレと多目的トイレを設けております。

女性職員への配慮につきましては、この北部出張所では本市消防局の出張所として初めて仮眠室を個室

化いたしました。これまで女性職員が当直できるような施設は比較的規模の大きい消防署にしかなかったのですけれども、この改築により、出張所として初めて女性職員も当直できるようになります。

仮眠室以外の女性専用の設備としましては、2階にも女性用トイレを設けておりましますし、あと、洗面所を兼ねた洗濯室やシャワー室といった設備を整備いたします。

東委員 やはり性差をしっかりと認識しながら仕事をしなければならないこともありますので、様々な配慮がされており、工夫の面が見られると思っております。ぜひとも女性職員がしっかりと活躍できるよう、また仕事に対するいろいろな悩みや意見なども伺いながら、日々の業務に励んでいただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第119号、議案第123号、以上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第119号、議案第123号、以上2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決されました。

以上で、消防局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている
報告第38号 専決処分報告の件（損害賠償請求に
係る和解の件）中、専決第28号、専決第29号、
専決第33号
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

総務課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
次に、消防局所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

江西委員 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の中で、緊急消防援助隊としての特殊勤務手当の話がありました。先般、大沢野地域の日本カーボン株式会社で大規模な火災が発生しましたが、その際、ニュースを見ておりましたら、危険であるため消火はしばらく時間をかけて行うという話でした。要は爆発のおそれがあると。
このような場合の危険度は通常の火災よりも相当高いのではないかと認識しているのですけれども、この場合の特殊勤務手当について、通常の火災時と差が設けられているのか教えていただけますか。

総務課長 まず、日本カーボン株式会社での火災につきましては、火元となった電気炉内が約3,000度に熱されておりました。そこに水を使った消火を行います

と水蒸気爆発が起こり、二次災害のおそれがあるということでしたので、炉内の温度が自然に下がるのを待つという戦術を取ったものでございます。

しかし、電気炉自体は耐火レンガで造られておりまして、電気炉の中だけが非常に高温であるということでした。それほどすぐ近くまでは寄れなかったのですけれども、その炉は開放されておりましたので、実際に隊員が炉の近くまで寄って内部をのぞき見ることは可能でした。水をかけたら危険であるけれども、現場としてはそこまで危険ではなかったという認識であります。

特殊勤務手当につきましては、本市においては、火災作業に従事した場合、一律300円を支給しております。

それ以外は特にないのですけれども、救助業務や高所での作業が伴った場合には300円が400円になることがあります。

火災の危険の度合いに応じて金額が変わるということではなく、そのような制度は設けておりません。

江西委員 昼食の手当や過去の税法上の関係で何百円かを支給することがよくあるのですけれども、300円、400円の手当を特殊勤務手当という呼称で呼ぶのはちょっとどうかと思います。

この金額は相当古い根拠に基づいて計算されているものだと思います。今すぐ見直すことができるのかどうかは分かりませんが、一般市民の目からすると、もうちょっとリスクに見合う金額を一度検討される必要があるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

福田委員 今、江西委員が言われたとおり、平素から命をかけて救急活動を行っておられるということで、そのような御労苦には本当に感謝申し上げます。

必要な手当はきっちりと遅れることなく支給していただきたいのですけれども、せんだって、2名の消防士の方が消火活動中に亡くなったという県外の事案が報道されておりました。このような事例を他山

の石として平素の活動の安全面において具体的に生かしておられるのか、質問させていただきます。

警防課長 大阪市で発生した火災でしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

警防課長 富山市としましては、災害現場活動における安全管理の徹底を図るため、年度初めに富山市消防安全管理規程を作成しております。それに基づいて、各所において安全責任者等を対象に総括安全関係者会議を開催し、事故事例などを示して職員の安全管理に対する意識を高めているところでございます。
各所におきましては、警防活動時や訓練時における事故防止の留意事項や事故事例等を掲載した安全管理マニュアルがございます。そちらを基に、隨時研修会等を行いまして事故防止に努めているところでございます。

福田委員 このような事例を無駄にすることなくという言葉が適切かどうかは別として、今ほど警防課長から御説明いただいたとおり、やっぱりどんどん生かしていただきたいと思っています。
私自身、警察官として消防局の方と現場で何十年も一緒に仕事をしてきましたので、大変な仕事であることは十分承知しています。当然家族もおられますし、けが一つで大きな問題にもなりますので、ぜひとも安全面について徹底していただきたいです。

警防課長 福田委員からも江西委員からも、消防職員の危険な中の活動について、消防職員に寄り添ったお話をいただきまして、我々としては本当に感謝しております。
補足になりますけれども、特に大阪市の火災については本当に痛ましい事故でございまして、大阪市消防局で独自に調査委員会を立ち上げておられまして、最終的には何らかの調査結果が公にされると思います。

そのようなものもしっかりと参考にしながら、さらに安全対策の強化を図っていきたいと思っております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会消防局所管分を終了いたします。

午前10時23分 休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前10時37分 再開

委員長 建設委員会上下水道局所管分に入ります。
契約金額1億5,000万円以上の工事請負契約について、
大規模下水道管路特別重点調査の中間報告について、
上下水道料金に関する家計調査について、
以上3件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

契約出納課長 〔契約金額1億5,000万円以上の工事請負契約について、
委員会資料により説明〕

下水道課長 〔大規模下水道管路特別重点調査の中間報告について、
委員会資料により説明〕

経営管理課長 〔上下水道料金に関する家計調査について、
委員会資料（追加分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

江西委員 上下水道料金に関する家計調査についてですが、今定例会で水道について質問させていただきましたし、以前、合流式下水道についても質問したことがあつ

たため、下水道の普及の問題や水道料金の現状については大体理解しておりました。ですので、この新聞記事を見た時点で、誤報といいますか、大変誤解を招く記事だと思ったのです。

これは共同通信の配信記事で、北日本新聞と富山新聞は何の検証もなくそのまま記事を載せています。誤解を招くような記事でありますので、報道機関に對してクレームといいますか、異議を申し立てるべきだと思うのですが、何か対応はしているのでしょうか。

上下水道局長 報道では水道代という表現も用いられていましたが、説明したとおり、実際は上下水道代を合わせた実績であり、報道後、本年9月16日付で速やかに上下水道事業管理者からこの報道内容に対するコメントを各報道機関に発信しております。

今説明したとおり、その内容としては、下水道整備に力を入れたことで下水道の普及率が急速に伸びたことに伴い、下水道使用料を支出する世帯が増加したことが要因であるというコメントを提出させていただいたところでございます。

江西委員 そのとおりであります…

(「挙手して、指名されていない」と発言する者あり)

(「指名されました」と発言する者あり)

委員長 では改めて、江西委員。

江西委員 50年くらい前は下水道は全国でもまだ十数か所でしか普及していなかったため、昔は例えば東京都のほうが何倍も料金が高かったという記事ですので、これはやっぱり今、見解を述べる段階ではないと思います。

上下水道料金の見直しも行うのですから、誤報ではないのかもしれませんけれども、甚だしく誤解を招

く記事だと思われますので、しっかりと主張していただく必要があると思います。検討してみてください。

横野委員 今の江西委員の質問に関連して、上下水道局としてこの記事をどのように捉えているのか、市民に対して公に示す必要があるのではないかと思います。今、上下水道料金の改定をしようとしている中で、富山市はこんなに高い料金なのにさらに料金改定をするのかというマイナスイメージが大きくなってしまうので、上下水道局として何か市民に知らせる方法があるのではないかと。もちろんそれは統計による数字ですから、間違いという言い方ではなくて、何か分かりやすいように市民に伝えるべきではないかと思います。上下水道局として対応をどうするのか検討していただきたいと思います。

上下水道局長 今まさにタウンミーティングを展開している最中の報道でありまして、これを踏まえまして、タウンミーティングの資料にも追記しながら、しっかりと説明していきたいと思っております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。次に、上下水道局所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。以上で、建設委員会上下水道局所管分を終了いたします。

午前10時50分 休憩

~~~~~

午前11時05分 再開

委員長 建設委員会建設部所管分の議案の審査を行います。  
議案第122号 工事請負契約締結の件（観光橋塗  
装塗替（第2工区）工事）  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

道路構造保全対策課長 〔議案書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結  
いたします。  
これより、議案第122号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第122号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、本案件は原案可決されました。  
以上で、建設部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第37号 専決処分報告の件（工事請負変更契  
約締結の件）、  
報告第38号 専決処分報告の件（損害賠償請求に

係る和解の件) 中、専決第31号、専決第32号、以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

道路構造保全対策課長 〔報告第37号について、議案書により説明〕

道路河川管理課長 〔報告第38号について、議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

東委員 議案書58ページの観光橋塗装塗替(第1工区)工事の専決処分の関係で、先ほどの分科会で横野委員が資料の記載方法に関して言っていたのですが、次の新たな塗装が始まるのに、なぜ専決処分をするのかがこの資料を見ただけでは分かりません。先ほど口頭で説明がありましたけれども、目視で確認したところ、ひび割れ等があって危険だということがどこかに理由として書いてあれば、私たちも読んでいてすぐに分かると思うので、ちょっと工夫いただきたいのですが、今後の対応に関して、御意見と考えをお聞かせいただきたいと思います。

建設部長 今ほど東委員がおっしゃったとおりであります、資料の文面を見て、内容がすぐに分かるように工夫し、今後の資料づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

高田委員 議案書60ページの損害賠償請求に係る和解の件における専決第31号は道路反射鏡が倒れたという説明だったと思うのですけれども、倒れた理由は腐食によるものなのか、何か外的に力が加わったからなのか分かりますか。

道路河川管理課長 反射鏡の支柱の下の部分が半分くらい腐食していることが確認できました。そのときの気象状況としま

しては強風注意報が発令されていましたので、多分風が強かったことによるものと思っています。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、建設部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、建設委員会建設部所管分を終了いたします。

午前11時13分 休憩

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前11時20分 再開

委員長 建設委員会防災危機管理部所管分に入ります。  
防災危機管理部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

金井委員 地域で交通安全教室や防犯教室、防災講座にも取り組んでいますが、日中に開催する行事のほとんどが民生委員あるいは高齢者主体の講座です。

交通事故の何%かは知らないのですけれども、かなりの高齢者が犠牲者や加害者になっています。特殊詐欺においても高齢者が被害者になることが多いです。

せっかく交通安全教室や防犯教室、特殊詐欺防止講座などのいろいろな講座が地域で開催されているのだから、例えば交通安全教室で特殊詐欺防止講座も

複合的に開催すれば効果があるのではないかと思うのです。せっかく高齢者が集まるのだから、部分的に行うのではなく一緒に開催するなどの工夫をしてほしいのですが、そのような考えはないのでしょうか。

**危機管理課長** 高齢者向けの交通安全教室ということで、シルバー交通安全教室というものを開催しております。高齢者を対象に講話やDVDの視聴を行ったり、反射材や各種啓発チラシを配布したりしております。

金井委員御指摘のとおり、昨今、高齢者の特殊詐欺被害が発生している状況を踏まえまして、今年の夏頃から富山県警の公式アプリ「とやまポリス」を教室の参加者に説明したり、教室の後半に啓発の時間を設けて周知したりしているところあります。

**金井委員** 当然、被害者になり得る方を対象にした講座なので、チラシを配布するだけでも効果はあると思うのです。交通安全教室の参加者は年配の方が多いので、同じ所管の特殊詐欺防止講座の内容も取り入れて、効率よく内容の濃いものにしてほしいと思います。講座の内容は毎回ほとんど一緒ですから、そのように工夫していただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**危機管理課長** 配布するチラシについても実情に応じて、適切に注意喚起につながるように努めたいと思います。

**金井委員** 富山市は広いので、例えば私の住む山室地区と中山間地域とでは交通事故に対する意識はちょっと違うのです。特殊詐欺の被害件数は中山間地域のほうが多く、交通事故は中心部のほうが多いということも考慮しながら、地域に適した教室にしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

交通事故の多いところは交通安全教室を中心開催してもらえばいいのですけれども、交通事故がゼロかほとんどないところでは防犯教室を開催するのは

いかがでしょうか。

例えば、大沢野地域でタウンミーティングが開催されましたが、話に出てくるのは熊や猿の被害についてでありますと、一般的な防災の意識は薄いと思ったのです。中心部と同じように防災をテーマとしても、大沢野地域の住民にしてみれば熊や猿の問題のほうが重要なのです。

防災危機管理部としてその地域に合った内容で工夫していただきたいというお願ひですが、いかがでしょうか。

危機管理課長 防犯教室に関しましては、防犯協会等、関係機関と連携を図りながら進めたいと思います。

あと、熊や猿につきましても、農林水産部等の関係する部局とも連携を図りながら対応に努めてまいりたいと考えております。

金井委員 ありがとうございます。効率よく地域に合った教室を開いてほしいと思います。

福田委員 災害時の避難場所に小学校が指定されているのですけれども、地区センターの職員は小学校の鍵を常時持つことができないということで、一定の震度以上でキーボックスが開き、誰でも鍵を取り出すことができるシステムを導入されると認識しているのですが、これが地域住民の関心事項であります。いつ導入されるのかが分かれば教えていただきたいと思います。

参考 (防災対策担当) 第1次避難所のほとんどが小学校の体育館で、来年2月までの工期で取り付ける予定ではありますが、雪が降るものですから、年内中に作業を終わらせたいと考えており、今進めているところです。

福田委員 ありがとうございます。

数日前に地域住民の方から、五、六人の人に鍵を持たせればどうかと提案を受けたのですが、システムが導入されるのですよと言ったら、それはいいです

ねということでした。

従来から周知されていると思いますけれども、やはり地域住民の方々が知らずに不安な気持ちを持っておられるので、私からも言いますけれども、市として引き続きどんどんPRしていただければいいと思います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、建設委員会防災危機管理部所管分を終了いたします。

午前11時29分 休憩

~~~~~

午前11時53分 再開

委員長 建設委員会活力都市創造部所管分に入ります。
次期都市マスタープラン（素案）の概要について、
まちなか・公共交通沿線居住推進事業の見直しについて、
富山駅周辺整備事業の進捗状況について、
以上3件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

都市計画課長 〔次期都市マスタープラン（素案）の概要について、
委員会資料により説明〕

居住政策課長 〔まちなか・公共交通沿線居住推進事業の見直しについて、
委員会資料により説明〕

富山駅周辺地区
整備課長 〔富山駅周辺整備事業の進捗状況について、
委員会資料により説明〕

委員長 まず初めに、次期都市マスタープラン（素案）の概要について、何か質問はありませんか。

東委員

委員会資料 3 ページの下のほうに公共交通利用を志向するエリア設定ということで、公共交通が便利な圏域（鉄軌道駅から 500 メートル、バス停から 300 メートル）に加え、徒歩による公共交通の利用実態がある公共交通軸の鉄軌道駅から概ね 750 メートル、バス停から概ね 600 メートルの範囲で公共交通の利用志向圏域を設定とあり、新たな概念のようなものが出ております。

本年 6 月定例会の公共交通に関する一般質問でも話しましたが、富山市民意識調査では、居住エリア区分の公共交通の沿線とは、1 つに全ての鉄軌道にある駅や停留場から半径 500 メートル以内、2 つに 1 日に 60 本のバス路線のバス停から半径 300 メートル以内という数字となっています。

また、富山市総合交通計画における公共交通空白地域とは、鉄道、バス路線、コミュニティバス、自主運行バスの駅とバス停から 750 メートル圏外であり、書かれているものによってこの数字が違うのです。

市民の皆さんのが読むものによって公共交通空白地域に関する数字が違うので、これはやっぱり統一する必要があると思うのですが、お考えをお聞かせください。

都市計画課長

まず、平成 18 年に実施しましたバス停までの距離と満足度の調査というものがありまして、その中でバス停までの距離が 1 キロメートルを超えた場合に満足度が低下することが確認されました。この調査結果を踏まえて、徒歩で利用可能なバス停までの道のりを 1 キロメートルと設定し、これに対する直線距離を 750 メートルと定めまして、これぐらいが 1 つの目安だと思っております。

その中で、750 メートル以上離れた場所を公共交通空白地域に設定しております。ですから、まず 750 メートルという目安の中で、満足度が低下した 1 キロメートル、直線距離で言うと 750 メートルを区切りとしたところであります。

その上で、500 メートルと 300 メートルの考え

方については、富山市民意識調査にも出ていますけれども、これは都市マスタープランで新たに設定した距離となっておりまして、富山市の中で特に居住を推進する区域として設定したものです。

この考え方は、徒歩圏や広がりに違いがあるということを考慮しまして、鉄道については10分以内で駅まで到着できる距離として概ね500メートルと設定しております。バス停については5分以内で到着できる距離として概ね300メートルを徒歩圏と定めております。

この区域は公共交通の利便性が非常に高いため、人口の誘導を図るエリアとしまして補助金をインセンティブに居住を推進してきたというこれまでの経緯があります。

今回新たに750メートル、600メートルという数字が出てきましたけれども、これは令和元年度に実施しました公共交通の利用実態調査で、実際に公共交通を利用する市民が鉄軌道駅からは約750メートル、バス停から約600メートルの範囲で一定数存在しており、この範囲には市民の約7割が居住していることも分かってまいりました。

このような結果を踏まえまして、この区域を新たに公共交通の利用意向圏域と設定しております。

そこに住む市民に対して、過度に自動車に依存することなく、公共交通の利用を意識したライフスタイルに転換することで、これから人口が減っていく中でもさらに公共交通を使う市民を掘り起こして持続性を確保したいということで今回設定したものとなっております。

いろいろな数字があってちょっと複雑になるのですが、その目的ごとに数字を設定したものと考えております。

東委員

目的ごとに設定されているということですが、やはり書かれているものによって数字が違うというのは大変混乱も来すと思います。

例えば富山市民意識調査ですと担当部局が違ってくると思いますので、一度、部局横断的に統一するこ

とが必要なのではないのかと思っております。
またぜひとも検討していただいて、市民にとって分かりやすい数字の根拠や説明がされるようなものをつくっていただきたいと思います。これは要望です。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、まちなか・公共交通沿線居住推進事業の見直しについて、何か質問はありませんか。

江西委員 私は以前本会議で、地域連携型のフラット35の金利優遇制度について質問しました。富山市の場合、地域連携型のフラット35には地域活性化メニューしかなく、しかもそれを利用するためにはまちなかまたは公共交通沿線に家を建てるしかないのですが、例えば射水市、舟橋村、滑川市、上市町では子育て世帯が家を建てる際の支援施策を行っており、フラット35の子育て支援メニューを利用できる市町村もありますので、それを適用すると金利が最大1%引き下げられると。要は周りの都市間競争も踏まえた上での居住誘導に取り組むべきだということで質問しましたが、検討しますという回答をいただいております。
まちなかまたは公共交通沿線にしか居住誘導施策がないとすると、基本的にほかの居住地ではフラット35による金利引下げがそれ以上受けられません。子育て世帯への住宅支援施策は考えていないのでしょうか。

居住政策課長 本市といたしましては、やはり居住誘導区域へ人口を誘導し、人口の維持をしっかりと図ってまいりたいと考えておりますので、まずは居住誘導区域を対象とした住宅支援施策を考えております。
ただ、委員会資料9ページのふるさと回帰リフォーム等支援事業につきましては、対象地域を居住誘導区域を除く地域としており、子育て支援の一環とい

たしまして子世帯が子育て世帯の場合には要件を免除するなど、支援制度をより使いやすくしております。このような動向も見ながら今後検討していくたいと考えております。

江西委員

今のお話は議会答弁とは違うのです。議会答弁では検討しますというお話でした。フラット35について、例えば呉羽地区の西側ではなく射水市で家を建てれば、金利が最大1%引き下げられます。都市間競争に勝てるような最低限の準備をし、施策のレパートリーをそろえておかないと、若い子育て世代が富山市で家を建てる場合に、金利が上がってしまうのです。他都市と比べて競争力が負けているのではないかという指摘をした際に、それを踏まえて検討すると言ったのです。ですから、やはりこの地域連携型のフラット35がしっかりと適用できる施策を検討すべきだと私は思うのです。

富山市周辺の他市町村で家を建てたほうが金利が圧倒的に安いという状況が続いているので、これはグローバルどころではなくて、もう富山市の中のことだけしか考えていない政策だと思います。今さら何もできないのかもしれませんけれども、答弁は変わっています。変わっているというか、全くなかつたことのようになっています。活力都市創造部長からの見解があればお願ひします。

活力都市創造部長

フラット35のお話がございましたが、当面はこのまちなかと公共交通沿線への居住誘導と子育て世代への上乗せ、横出しの支援を行いたいという趣旨の提案です。すみません、ちょっと答えになっていないのですけれども……。

委員長

よろしいですか。

(「よくはないけれども、仕方がないですね」と発言する者あり)

金井委員

委員会資料6ページの2(1)空き家の増加に記載

のある空き家の件数について、平成27年度、令和2年度、今年度に自治振興会を通じて各町内会に空き家の実態調査を依頼されたと思います。これはその調査から得られた資料だと思うのですが、5年間で町内会長は変わるとと思うのです。

この実態調査を行った町内会に対して、空き家の実態調査をどのように活用したのかという報告はされたのでしょうか。さらに、5年後に調査する際には、この空き家の実態調査によって富山市ではこのように取り組んでいますという報告をされるのかどうかお聞きします。

居住政策課長 今ほど金井委員から御紹介いただきましたとおり、空き家に関する実態調査につきましては、平成27年度、令和2年度の2回と、今年度も実施しております。

その調査に際しましては、自治振興会や町内会に調査の御協力をお願いしているところでございます。記録を確認している限りでは、過去2回の調査におきましては、自治振興会や町内会等への御報告は細かいところまではされていなかったようです。

今回の調査におきましては、調査結果を年度末に取りまとめる予定としております。

一方で、個人情報を含むものでありますので、個人情報保護の観点から個人情報が特定できないように加工した状態で、地元の方へ何らかの形で御報告ができないか、その方法を検討しているところでございます。

金井委員 基礎自治体の原資は町内会ですので、よろしくお願いします。

委員長 次に、富山駅周辺整備事業の進捗状況について、何か質問はありませんか。

江西委員 以前にも言ったことがあるのですが、富山駅西側の乗降場に送迎に来る車がどん詰まりになって、大渋滞を繰り返しており、一帯の駐車場にも入れな

くなっているという現状があります。

もともとあの計画は失敗だと思っておりまして、一体どのような人がこの計画をつくったのだろうと常常思っているのですが、今まさにそこに口を挟める立場にいるので、これはやっぱりしっかりと口を挟まないといけないと思うのです。

今回、富山駅東側に5台分の乗降場を造るということですが、西側で大失敗しているという認識があれば、東側の乗降場に入るために南のほうから来た車がどん詰まりとなり渋滞して、また右側に曲がってもう1回戻ってこようとするなど、迷う車がたくさん出ると思うのです。

例えば乗降場で降ろしたら急いで移動してほしいということを示すために、5秒たったら赤色に点滅するぐらいのことをやらないと、新幹線の到着前に誰かを迎えに来た車が待機してしまい、本来ここで人を降ろすだけの車もどん詰まりすると。

西側には20分間無料の駐車場もありますが、完全無人化されており、駐車券の何枚かに1枚はなぜかおかしくなるものがありますから、駐車券の精算ができなくなってどん詰まりになっているけれども、横にも逃げられないし、とんでもないことになるのです。私もこの前、けんかになってしまいました。その上、マートの駐車場も重なっています。このように失敗していることから、西側の20分間無料の駐車場の件も含めて検証し、それを踏まえた上で東側を整備するべきだと思うのです。

この整備事業はこのまま問題なく進められると認識されているのでしょうか。そもそも西側が失敗していないと思っているのであれば、何の認識もないと思いますけれども、いかがでしょうか。

富山駅周辺地区
整備課長 西側の乗降場の滞留時間が長いということだと思いますが、いろいろな原因があると思います。今ほどおっしゃったように、長時間とどまっている車がいるという問題も認識はしております。
その上で、東側の乗降場を5台分とした根拠につきましては、西側の乗降場を利用する台数や周辺の路

上駐停車の台数を含めて計算したところ、推計上は4台分で足りることになっております。高架下の雨に濡れない範囲となりますと最大で5台分まで整備が可能なものですから、1台プラスした5台分として現在考えています。

東側に乗降場ができることに伴って、西側に集中している車両が東側に分散するということは1つの効果としてはあるのですけれども、停車枠として長時間止まっている車をいかに乗降のみに絞って送り出すのかということは今後研究していきたいと思っております。今ほど委員がおっしゃったように、光などの仕組みについては、実は今ちょうど実験をしている最中です。ある1台分の停車枠について、一定時間止まつたら音声や光で知らせるという実験データを蓄積し、東側の整備に当たって何らかの形で生かしていきたいと考えているところです。

江西委員

恐らくシミュレーションは降ろすことしか考えていないのではないかと思うのです。富山市都市計画審議会の会長は金沢市ではそのようなことは起きない、富山市のドライバーマナーはそんなに悪いのですかと言わされましたし、県民性、市民性かもしれません、シミュレーションではきっと降ろすことしか考えていないのです。

だけれども、現実問題はそうではないと思うので、そのようなシミュレーションをきちんととするべきだと思います。これから東側の乗降場を造る際に全体の流れが西側の乗降場に偏らないようにまたしっかりと検討いただければと思います。

横野委員

今の江西委員の質問にもありました、タクシーなどほとんど止まっていないのに、北口にあれほど広い場所がいるのかと思うので、北口に乗降場を造るべきではないかと思います。東側に乗降場ができればプラスにはなりますが、北口は今、バスとタクシー専用のロータリーとなっています。一般質問でも結構質問されていますが、北口の利用率からすると空白面積はものすごく広いと思います。そこに乗降

ができるような場所をつくることは絶対に駄目なのでしょうか。また、この東側の乗降場は、新幹線から降りた人を迎えに行くためのものなのか、新幹線に乗るために降ろす場所なのか、どちらなのでしょうか。いつも混んでいるので迎えに行く人はどこに行っているのか本当に悩むのです。

このようなことから、北口の広場にも車から乗降できるエリアを設けるべきではないかと思いますので、そのあたりをちょっと検討していただきたいと思います。

一般質問でもあまりいい答弁ではないので、改めて検討していただきたいと思います。一応要望しておきます。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。

次に、活力都市創造部所管分において、ただいまの報告以外に何か御質問はありませんか。

東委員 今定例会の一般質問の中で、富山地方鉄道株式会社のバス運行に対して多額の補助金を交付することによって支援してきましたが、これまで交付した補助金の目的と過去3年間の実績について伺いますという質問に対して、活力都市創造部長の答弁では、本市では生活バス路線維持のため、国や県、沿線市町と協調して、富山地方鉄道株式会社に対し、赤字補填や車両の購入、燃料価格の高騰に伴う支援を実施しておりますとあり、過去3年間の実績については、赤字補填分ということで3年分の数字を言われました。

これはそもそも国の制度である地域公共交通確保維持事業の中の補助事業ではないかと思うのですが、国土交通省が出している資料で言うと、予測費用（補助対象経費費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した、補助対象経費である欠損に対

するものではないでしょうか。答弁では赤字補填と言われましたが、これは欠損ではないのかなと思うのです。本市は、富山地方鉄道株式会社の欠損に対して国や県、沿線市町と協調して補助を実施しているということでないのかと思うのです。

そもそも私企業であれば、物を生産しても売れなければその生産をやめます。しかし、公共交通は輸送量が少なくとも、地域の人々の生活や経済を守るために、人や物の移動という活動をやめるわけにいかないのです。輸送業は、人や物の移動という商品を生産している部門だと思っています。

その人的・物的移動という価値を生み出すために不足している部分は国や地方自治体などが補助するということで、今、富山地方鉄道株式会社は収益が上がらなくとも輸送という事業を継続しています。それが富山地方鉄道株式会社という輸送業者だと思いますので、それに対して赤字補填という言葉を使うのが適切なのかどうか疑問を感じたので、ちょっと説明が長くなりましたが、答弁をお願いします。

交通政策課長 ただいま御指摘がありましたとおり、横野議員の一般質問においては、補助金の種類と金額を御紹介する際に赤字補填、車両の購入、燃料価格の高騰と種類ごとに補助金額を説明しております。

表現ということですが、確かに東委員のおっしゃるとおり、国土交通省の制度の紹介などにおきましては、収入と支出の差について欠損という表現をされています。

今回の一般質問での答弁では、基本的には市民の皆様などにとって分かりやすいようにそのような表現を使用したものでございます。

これにつきましては、その状況に応じて適切な表現の使用に努めてまいりたいと考えております。

東委員 市民の皆さんに分かりやすい表現が赤字補填という表現だと理解したのですけれども、一方で、先ほど申しましたように、富山地方鉄道株式会社で働く皆

さんは市民生活を守るために、収益が上がらなくても補助金をもらいながら一生懸命頑張って、鉄道やバスを動かしています。それがあるからこそ富山市内の様々な企業、産業が動いておりますし、この市役所においてもそのおかげで職員の皆さんのが集まってきて仕事が成り立っているのだと思います。

人口が少ないところでも、頼まれてお願いされてバスを運行している中で赤字と言われましたら、その労働者の皆さんのがどう思うのかと考えると、やはり私は、言葉としてはちょっといかがなものかと思っております。

今ほど交通政策課長からは適宜適切な表現をしていくという説明がありましたけれども、地域の公共交通をしっかりと守っている皆さんのが、赤字という表現で萎縮したり、メンタル的に落ちたりすることがあるとよろしくないと思っています。

公務員の皆さんも税金の問題でいろいろと言われることもあるのですから、やはり同じく働く仲間の気持ちもしっかりと考慮しながら表現していただきたいと思います。これは最後に要望として言っておきます。

横野委員

私が一般質問をしたので、これは大変申し訳ないのですけれども、コミュニティバスで代替することはいいのですが、今、バス路線が廃止になる地域に住んでいる市民の皆さんにも意見を聞いて、何とかそれを酌み取って、それに対し市が何をしなければならないのか具体的に調査してほしいと思います。

その地域の人たちがどのようにして富山市中心地まで行くのかを真剣に考えたときに、今、東委員が言ったように、市が補助金で援助していたと言う割にはあまりにも冷たい仕打ちかなという気がするのです。

そのような点から、この地域に住んでいる皆さんの御意見をお伺いするようなタイミングはないのでしょうか。私たちは議員だから批判はたくさん受けます。だけれども、市当局からすれば、そのようなアンケートを取ることも必要ではないのかなと。

だから、やっぱりコミュニティバスだけではなくシルバータクシーを導入しようかといった意見もあり得るのかなと。

私は、議員として言いたくてかなわないのですけれども、その対応について当局としてもうちょっと具体的に何かしたほうがいいのではないかということをお願いして、ちょっと一言付け加えておきます。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、建設委員会活力都市創造部所管分を終了いたします。
活力都市創造部の皆さんには御退室願います。

〔活力都市創造部退室〕

委員長 これで、9月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。
次に、委員会視察についてであります。
お手元に配付の資料に沿って、協議を進めたいと思います。
まず、(1) 視察日程につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いしお知らせしておりましたとおり、10月20日(月曜日)に行いたいと思います。
次に、(2) 視察先及び視察目的につきましては、流杉浄水場及び常西用水取水口において、安全でおいしい水道水がつくられる過程についてであります。
また、視察に当たっては、(3) 委員会視察の実施

における留意事項を遵守の上、実施したいと考えております。

これらのことと踏まえ、委員会視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

委員長 時間も押しておりますので、それでは、委員会視察を実施することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
この後、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。
なお、委員会視察の行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、詳細な視察行程が決定いたしましたら、委員各位へ速やかに御案内したいと思います。
これをもって、令和7年9月定例会の建設委員会を閉会いたします。

令和 7 年 9 月 定例会
建設委員会 記録署名

委員長 藤田克樹

署名委員 東 篤

署名委員 横野 昭